所管	特別会計・所管・組織	項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興 復興庁	原子力災害復興再生支援事業費のうち 福島再生加速化交付金 生活基盤行政復興事業費のうち 消防防災施設災害復旧費補助金 教育・科学技術等復興政策費のうち 私立大学等経常費補助金 社会保障等復興事業費のうち 保健衛生施設等災害復旧費補助金 農林水産業復興事業費 東日本大震災復興事業費のうち 国営追悼・祈念施設整備費 農業水利施設放射性物質対策事業費 森林環境保全整備事業費 農業生産基盤整備事業調査費 治山事業費補助 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 農業生産基盤整備事業調査費補助 社会資本整備総合交付金 東日本大震災災害復旧等事業費

(2)　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項
農林水産省	食料安定供給 国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業
国土交通省	自動車安全 空港整備勘定	空港整備 空港整備事業発注者支援業務 競争導入公共サービス空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 現場事務所営繕 航空旅客動態調査業務 空港整備事業費補助 北海道空港整備 競争導入公共サービス北海道空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 北海道航空旅客動態調査業務 離島空港整備
		離島空港整備事業費補助 沖縄空港整備 競争導入公共サービス沖縄空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 沖縄航空旅客動態調査業務 航空路整備

3　繰越経費

財政法第34条の２第１項の規定により令和６年度において指定された経費で、令和７年度に繰り越されたもののうち、前２号に掲げるもの以外のもの。

○厚生労働省告示第百四十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月四日　厚生労働大臣　福岡　資麿

令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定に基づき定める令和七年度の血液製剤（同項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成三十一年厚生労働省告示第四十九号）に基づくものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　アルブミン　加熱人血漿（しょう）たん白及び人血清アルブミン

二　組織接着剤　フィブリノゲン加第Ⅻ因子及びフィブリノゲン配合剤

三　血液凝固第Ⅷ因子　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子及び抗血液凝固第Ⅸａ／Ⅹ因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体

四　血液凝固第Ⅸ因子　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子

五　インヒビター製剤　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（輸入されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子及び抗組織因子経路インヒビター抗体

六　血液凝固第Ⅻ因子　ヒト血漿（しょう）由来乾燥血液凝固第Ⅻ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅻ因子

七　人免疫グロブリン　人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH四処理酸性人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

八　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン

九　抗破傷風人免疫グロブリン　抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン